

2013年2月定例県議会・総括審査会質問

2013年3月21日 日本共産党 長谷部淳県議

長谷部淳県議

日本共産党の長谷部淳です。

原発事故対応と県総合教育計画の2つにしばって質問をいたします。

最初に、県内原発全基廃炉にかかわってうかがいます。

知事は本会議でも、「全基廃炉の実現に向けた決意は決して揺るがない」と表明されました。心強い限りであります。しかし、安倍政権は、県内全基廃炉を明言しないばかりか、「新安全基準」なるもので新たな安全神話による再稼働、原発新增設、輸出を進める姿勢です。「脱原発」を県民に約束されている自民党福島県連とは真逆の姿勢だと私は思います。

私は知事の全基廃炉の決意を後押しし、しかも政治的背景がある問題なので、知事に答弁を求めたいところでありますけれども、知事は答弁には出てこられないということですので、部長に御伺いします。

国策であるエネルギー政策分野において、福島県が「原子力に依存しない社会」づくりを決断した意義について県はどのように認識していますか、お聞かせください。

企画調整部長

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電所の安全性に対する信頼が根底から崩れるとともに、甚大かつ広範囲な被害を受けたことを踏まえ、原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを本県復興の基本的な理念に掲げ、その理念を県民と共有し県内外に発信できたことであると考えております。

長谷部淳県議

私はですね、いまお答えいただいた「原子力に依存しない社会」をこの福島から発信するという重要なメッセージ、大前提と言いますか、それが「県内全基廃炉」ということだと思います。ところが政府はエネルギー政策全体の議論を踏まえて判断すると言うんですけども、果たしてそれだけなのかという思いがあるので聞いたわけです。と言いますのは、福島原発事故があった後、原発が必要だという根拠として「原発の潜在的核抑止力」という考えが公然化している事実があります。

そこで、県として「原子力に依存しない社会」という考え方と矛盾をする「原発の潜在的核抑止力」について、どう受け止められているかお聞かせください。

企画調整部長

いま議員がおっしゃった「潜在的核抑止力」。それについてはわたくしお答えする立場にございません。

長谷部淳県議

大変重要なことなので部長の考えでもお聞かせいただきたいのですが、なぜこれを聞くかといえば、この原発の「潜在的核抑止力」という考え方を日本の政界から一掃しないと、県内原発全基廃炉の政治決断もおぼつかないと私は考えるからです。

事故から半年後、2011年9月7日、読売新聞が社説に「日本は…核兵器の材料になり得るプルトニウムの利用が認められている。こうした現状が、外交的には、潜在的な核抑止力として機能していることも事実だ」と書きました。

そのひと月後に発行された雑誌『サピオ』2011年10月5日号では、今の自民党幹事長、当時は前防衛大臣の肩書きでしたが石破茂氏がインタビューに答え、「原発を維持するということは、核兵器を作ろうと思えば一定期間のうちに作れるという『核の潜在的抑止力』になっていると思っています…原発をなくすということはその潜在的抑止力をも放棄することになる、という点を問いたい」と言いました。

年が明けて昨年1月25日には、当時の森本敏拓殖大学大学院教授、6月から野田政権での防衛大臣になりましたが、この方が札幌市内で行なわれた新春フォーラム「日本のエネルギーを考える」で、「国の基本として原子力を持つということは、単にエネルギーの問題だけではない」「非常に大事な抑止的機能を果たしている」「原子力を決して捨てるべきではない」などと発言し、そして6月には国会で、「原子力基本法」に「わが国の安全保障に資することを目的」という文言がまともな論議もなしに滑り込まれました。

実はこれらは、44年前の1969年の外務省文書「わが国の外交方針大綱」—これは2010年11月29日秘密指定解除されたものですが—において「当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持する」とされて以来、先ほども言いましたように、福島原発事故後に公然化するという新しい危険な局面にあると思います。私は、こうした考えから完全に脱してこそ、「原子力に依存しない社会づくり」に踏み出せると思います。福島原発事故が契機になって、政治的に原発依存の体質から抜け出せない人々が公然とこうした抑止力論を語り出す今こそ、福島県知事が「この考えから脱するべきだ」というメッセージを発するべきだと思います。

私は「原子力に依存しない社会」づくりを力強く歩もうとする県が、国に対し、「原発の潜在的核抑止力」という考えから脱することとあわせて、県内10基廃炉を強く求めるべきだと思いますが、考えをお示してください。

企画調整部長

県内原発の廃炉につきましては、本年一月に実施をいたしました復興に向けた緊急要望の際に、知事から直接安倍首相に要請をするなど、機会を捉えて強く求めてまいりました。今後とも引き続き県内原発の全基廃炉の実現に向けて粘り強く求めてまいる考えであります。

長谷部淳県議

全基廃炉に関してもう一つ、後押しするつもりで質問をいたします。

第一原発5・6号機、第二原発の廃炉を政府が明言しない以上は、「新安全基準」による再稼働の対象としていると見なければいけないと思います。

福島原発はすべて軽水炉と言われるものです。軽水炉は、熱除去の失敗＝シビアアクシデントの存在という宿命的・致命的欠陥を持った欠陥商品だと言われていたわけですが、この指摘が福島原発事故で証明されたわけであります。

政府事故調報告書は、『残余のリスク』—要するにシビアアクシデントのことですが—とされた問題を放置することなく、さらに掘り下げた検討を確実に継続させるための制度が必要」だと言い、また「事故が起きると広範囲の被害をもたらす恐れのある原子力発電のようなシステム的设计・設置・運用にあたっては…『被害者の視点』を見据えたりリスク要因の点検・洗い出しが必要」と述べています。

また国会事故調報告書は、事故の直接的原因を津波のみに限定すべきでなく、地震動による破損を多くの場面で主張しているところではあります。

こうしてみれば、いつ起こるかかわからない地震などの自然現象に基づく外部要因によるシビアアクシデントを発生する可能性がある軽水炉は、「被害者の視点」を第一に考えれば、直ちに廃止をすべきであります。

私は、政府事故調が言う「被害者の視点」から見るならば、県は、致命的欠陥商品である福島原発は全基廃炉にすることを先ほどの「潜在的核抑止力」から脱することと合せて求めるべきだと思いますが、考えをお聞かせください。

企画調整部長

先ほども申し上げましたように、本県は原発事故という未曾有の災害を受けました。そのことを踏まえて、復興の基本的な理念として「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会を目指す」ということを県民のみなさんと高らかにかけ、いま復興に取り組んでおります。その考え方に基づいて、県では県内の10基廃炉をこれまでも国・東電に強く求めてまいりましたが、今後も引き続き強く求めてまいりたいと考えております。

長谷部淳県議

その理念を実現するために、ひき続き県にはがんばっていただきたい。ただ国が全基廃炉を表明しない背景には今のような問題があると私は認識しておりますので、論拠も含めて国に対する決意をさらに示していただきたいと思っております。

次に事故「収束」宣言の撤回にかかわってうかがいます。問題はですね、事故原発の実態が、原因不明の停電によってプールの冷却システムなど重要な設備の運転が停止するなど極めて不安定な状態を露呈をしたりですね、壊れた原子炉の冷却のために大量に発生し続ける高濃度汚染水の問題を見ても、事故はなお続き、解決の見通しすらないのが現状であるということです。しかも、1日400トンの地下水が流れ込むので、1000トンの容量のタンクはそれだけで2日半でいっぱいになってしまいます。すでにタンクに詰めた汚染水は27万トン、タンクを増設しても70万トンまでで、あと2年半で汚染水の置場がなくなってしまう。いま東電が考えているのは、汚染水から放射性ストロンチウムなどを除去し、処理後の汚染水を海洋放出してしまおうということです。しかし、多核種除去装置が放射性ストロンチウムなどを取り除いたとしても、放射性トリチウムが残ることは、先日、日本共産党県議団の視察時に東電も説明していました。そこで、どんな形にせよ、放射性物質の海へ

の放出を許さないためにも、(汚染水処理や廃炉作業) 一事業者任せにせず、国際的な英知を真剣に結集することを、国に対し、県がはっきりと求めるべきですが考えをお示しください。

生活環境部長

廃炉につきましては、国は原子力安全に関する福島閣僚会議において、国内外の知見を広く集め、世界と協力して進める観点から、国際的専門家による調査団を受け入れることを表明しているところであり、県といたしましては汚染水対策を含む廃炉に向けた取組みに、国が前面に立ち世界の叡智を結集し安全かつ着実に進めるよう引き続き強く求めてまいります。

長谷部淳県議

その国の姿勢にかかわる問題なのですが、県が、国によるこの「収束」宣言について、「事故の完全収束に向けた通過点に過ぎない」との認識であることは先ほどの吉田委員への知事の答弁でもはっきりしていることでもあります。私も重々承知しております。

県議会はこの宣言がされた一2011年12月16日でしたけれども一直後に、全会一致で宣言撤回を求めているわけであります。そこで私は、県が県議会と歩調を合わせて、国が、「事故は収束していない」とする県と同じ認識で事故対応に向き合うためにも、国に対し、事故「収束」宣言の撤回を求めるべきだと思いますが、お答えください。

生活環境部長

国の収束宣言につきましては、ステップ2の完了は事故の完全収束に向けた通過点にすぎず、国の事故収束宣言以降も仮設設備におけるトラブルが続いていることに加え、汚染水対策や溶融燃料の取り出しなどの中長期的な課題が山積みになっていることから、「収束」と言える状況ではないものと認識しております。県といたしましては、引き続き国・東京電力に対し廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく取組みを安全かつ着実に進めるよう強く求めてまいります。

長谷部淳県議

その認識はずっとお聞かせいただいております。そこです、事故の完全収束に向けた通過点にすぎないという県の認識、そして中長期ロードマップに基づく取組みを安全かつ着実に進めるために、これまで以上に強く国に求めていくという県の姿勢の筋を通すために、国にしっかりと撤回を求めるべきだと聞いているわけです。

話は全然違うんですが、震災直後、2011年3月11日に第一原発が、翌12日には第二原発に対し、原子力災害対策特別措置法に基づき“原子力緊急事態宣言”が発令されました。これはその後、どうなっているかお聞かせください。

生活環境部長

緊急事態宣言につきましては、(第一原発については)引き続きその宣言をされていると認識しております。

長谷部淳県議

そういうわけですね、緊急事態なんですよ、今は。国自身も民主党政権時代でしたけれども、原子力緊急事態宣言を解除していないわけですよ、その中での「収束」宣言ということなので支離滅裂なんです。こういった国の支離滅裂な姿勢が県民をこの「収束」宣言によって苦しめているわけですから、国に対して「収束」ではなく緊急事態宣言の下での原発に対する対応が必要だとの姿勢をちゃんと取ってもらうためにも、撤回をきちっと県として求めて、県と国がこの緊急事態宣言の下での対応を力を合せてするということを求めるべきではないかということで撤回を求めるわけですので、あらためて答弁をお願いします。

生活環境部長

事故収束宣言につきましては、先般参議院予算委員会において安倍総理大臣は「とても収束と言える状況ではない」と認識を示したところであります。国の事故収束宣言以降もトラブルが続いている。様々な課題が山積しているという中で、収束と言える状況ではないという旨を引き続き国・東電に求めてまいります。

長谷部淳県議

そういう認識ですのでね、国と県が原発事故はいまだ継続をしているという立場でやっていく姿勢を国に求めるということをしていただきたい。このことを求めておきたいと思えます。

次に県の総合教育計画についてうかがいます。今回のこの総合教育計画は、震災の体験などをふまえて、「ふくしま」ならではの教育を推進していく、子どもたちをはぐくむ計画とされています。冒頭、「教育をめぐる社会経済情勢の変化」が語られ、「速やかで適切な対応が求められ」る、との認識ですが、果たしてその現状認識が適切かどうか、私は一読してたいへん疑問に思いました。

そこで、全国の若者をめぐる現状の一端として、商工労働部長にうかがいたいのですが、全国ではこの四半世紀、1988年から2012年に、15歳から24歳の若者の非正規労働者比率は、何%から何%になったか。

またその間の労働者数の増加、そのうち正規労働者数・非正規労働者数の増加した分をそれぞれ人数でお示してください。

さらに、2010年時点で、学生アルバイトを含む民間企業の20～24歳の年齢層の男女別の非正規率もお示してください。

商工労働部長

はじめに、15歳から24歳の若者の非正規労働者比率であります。総務省の労働力調査によりますと、昭和63年（1988年）が17.2%、平成24（2012年）が47.3%になっております。それから労働者全体数でございますが、労働者全体数では約1千8万人の増、そのうち正規の労働者数は約43万人の減、非正規の労働者数は約1千50万人の増となっております。それから比率でございますが、厚生労働省の平成22年（2010

年) 就業形態の多様化に関する総合実態調査によりますと、男性が46.7%、女性が44.2%になっております。

長谷部淳県議

そうすると、この25年間に増えた労働者はことごとく非正規労働者であったようであり、若者の場合、かつては正規83%に対し非正規17%と大きく開いていたのが、今ではほぼ半々にまでなっています。また最後にお示しいただいた資料だと、男性の非正規率が若干高く、若年男性の非正規率が急激に進んでいることを示しているのではないのでしょうか。

引き続き商工労働部長に伺いますが、所得についてもお示しいただければと思います。15歳～24歳の若者の年収150万円未満の労働者比率が、1992年と2007年とでどうなっているかお示してください。

また、1997年から2011年にかけての年齢階級別平均賃金の下落率が最も大きいのはどの層で、どれほどの値かお示してください。

商工労働部長

はじめに年収でございますが、総務省の就業構造基本調査によりますと、平成4年(1992年)が25.3%、平成19年(2007年)が39.2%になっております。それから年齢別平均でございますが、国税庁の民間給与実態統計調査によりますと、下落率ももっとも大きいのは19歳以下の層で、22.0%の減となっております。

長谷部淳県議

そうしますと、年収150万円未満の最下層の若者の労働者は、4人に1人—25%から、ほぼ4割—5人に2人を占めるまでになっており、給与の下落率は二十歳未満が最も高いと、それが現状だということでした。

もう一つ若者をめぐる現状について、県警におたずねします。2006年に自殺対策基本法ができて、2007年から警察庁の自殺統計が格段に整備されたと聞いています。そこで警察庁による調査で、全国の大学生の自殺者数、とくに就職失敗や、就職に関わる度合いが高いと思われる「進路の悩み」「学業不振」による自殺者はどんな推移かお示してください。

生活安全部長

大学生の自殺状況につきましては、警察庁がまとめた資料を見ますと、自殺の統計方法を改正した平成19年(2007年)以降、全国では毎年400人以上の大学生が自殺しており、昨年も485人が自殺しております。また原因・動機につきましては、重複計上となりますが昨年は就職失敗が45人、進路の悩みが76人、学業不振が86人となっております。

長谷部淳県議

大学生協共済連が死亡時一時金を給付しているわけですが、「大学生の死亡原因のトップは『自殺』』といわれるような事態が現に広がってしまっております。「就活自殺」が若者や教育をめぐる問題になっているのが現実だと思います。

そこで教育長にうかがいます。こうした現実には、自然現象などではありえず、正規雇用を派遣などの非正規雇用に置き換える労働法制の改変、社会保障においても自助・共助を強調して重点化・効率化の名による切り捨てがすすむなど、相次ぐ自由主義的構造改革がもたらしたものであることは明らかです。若者をめぐるこうした実態が、総合計画の「教育をめぐる社会経済情勢の変化」に触れられていないのは、現状認識としてきわめて不十分だと思いますがいかがでしょうか。

教育長

福島県総合教育計画におきましては、教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、基本目標として、「知」「徳」「体」のバランスの取れた、社会に貢献する自立した人間の育成をかね、キャリア教育等の推進等に努めているところであります。

長谷部淳県議

先ほど商工労働部長や県警からお答えいただいた現状について触れられていないことが非常に不十分なのではないかという指摘に対してはいかがでしょうか。

教育長

そちらの解決策として、いま私が申し上げたような、学校現場においてキャリア教育一望ましい職業観、道徳教育一つまり命を大切にす—そういうものを通じていま議員がおっしゃった自殺等に対応するというところでございます。

長谷部淳県議

非正規・貧困が若者をおおう現実があると、それについてこの総合計画の中でどういう書き方がされているかという、「グローバル化の進展等による国内外における競争の激化等の中で…子どもたちが自立して社会で生き…『生きる力』をはぐくむ」と記述がされてるわけです。私には、グローバル資本が世界競争に生き残るための数少ない優秀な労働力として勝ち残る自力をつけるために、教育の場があるかのように読めるのです。そのような受け止めにされない計画でなければならないと思います。

計画案で示される20の教育施策の中で、障害のある子どもたちが「共に生きる」という表現を除くと、「生きる」とことと結びつけて語られているのが、「確かな学力」と「高度情報化社会」の二つです。

私は、「生きる力」の中身は、今現在人間としての尊厳と自由が事実上剥奪されている事態、未来閉塞の現実、希望喪失を生み出してしまう原因が、自己責任に解消されるものでは決してないことを自分の外に発見し、その困難を克服する連帯をつくり出す。困難を「共に生き抜く力」だと思いますが、その「共に生き抜く力」は、この計画の中でどう位置づけられているのか、お示してください。

教育長

福島県総合教育計画におきましては、「福島の和で奏でる心豊かなたくましい人づくり」を

基本理念とし、学校・家庭・地域が連携協力し、県民が一体となって豊かな教育環境を形成し、ハーモニーを奏できるように人づくりを進めることとしております。

長谷部淳県議

「確かな学力」の教育施策の指標として考えられているのは、「全国平均正答率との比較」とか「大学等進学率」とか「国公立大学の合格者の割合」だとかがあります。結局、学力の獲得は「順位を上げること」と考えているかのように私には見えます。

学力の具体的内容は、知識の具体的な意味や役割を理解し、それを使いこなし、自分が生きることを豊かにするもの、ということに異論はないと思います。生きることを豊かにする子どもたちの一人ひとりのその学力を、試験の点数で序列化できるものなののでしょうか。子どもの興味を広げ、生活を意識化し、希望を広げ、その知識自体の内的世界に触れて生きることを豊かにする学力を数字で示せるものなのでしょうか。

学習指導とは、そういうプロセスの豊かさをつくり出すことで、学力を高めるものであって、試験の点数はそのごく一局面であり、数値で表し得るものですが、そのことによって学力全体の評価であるように指標化する、すなわち数値で管理することは誤りだ、と私は思います。いかがでしょうか。

教育長

試験の結果はあくまでも学力の一部であることに留意する必要があると考えておりますが、学力向上に向けた各種施策の有効性を確認するうえでも、指導方法の工夫改善を図るうえでも、指標化することは有効であると考えております。

長谷部淳県議

学力の達成度がテストの点数で“ある程度”表されることは事実であります。問題は、数値で表しうるものと、数値で管理することは違うということです。これが競争の世界に入り込んでしまうと、数値で子どもの意欲を管理してしまうことになり、やがては学習の目的が競争に勝つこと、そのための評価数値をあげることに置き換わってしまいます。

子どもたちにとって、小さい時から大学入試競争に至るまで十数年間にわたって、結果として学校の場が競争によって人格を管理し競争の人格を形成する場になってしまうのではないかと、というのが私の問題意識であります。

国連子どもの権利委員会は、1998年、2004年、2010年と3度にわたり、日本政府に勧告しました。「過度に競争主義的な環境による否定的な結果を避けることを目的として学校制度および学力に関する仕組みを検討すること」とされました。

政府に対する勧告ではありますが、県教委としてはどう受け止めて生かそうとしたか、あるいはまったく意に介さなかったのか、お聞かせください。

教育長

このたびの勧告につきましては、質の高い教育と児童を中心に考えた能力の育成を組み合わせること、および極端に競争的な環境による悪影響を回避することを目的としてなされた

ものと受け止めております。

長谷部淳県議

政府に対しての勧告なんですけども、県教委としてもしっかりと受け止めてほしいなというところで提起をいたしました。

教員の役割についてです。総合計画案には、教員の「適性」、「使命感」、「顕著な成果を上げている教職員を懸賞」、「教員人事管理の推進」、「教職員目標管理制度の運用」という言葉が散りばめられています。私には、国家による教員統制文書の引き写しのように見えます。

教育の原点が、子どもの命を守り、希望をもって子どもが生きられるようにすること、教育力の源泉が相互信頼。教育の本質が、人と人々が安心してつながり、支えあい、互いの成長を喜び合う場を提供すること。そして教育の仕事の始まり—教員が担うべき役割—は、現実の目の前の子どもの発達課題、成長課題を見つけることから始まると思います。この点、教育長はなにかご意見はありますか。

教育長

県教育委員会といたしましては、児童・生徒一人一人を大切にしながら、困難にも真摯に向き合い、個人として自立しつつ他者と協力して希望を胸に歩んでいける心豊かなたくましい人づくりを進めていくことが重要であると考えております。

長谷部淳県議

ちょっと美辞麗句に聞こえて仕様がなんですが、そこで計画で位置づけられている「教職員目標管理制度」についてうかがいます。県教委の「教職員目標管理制度の手引き」によると、Plan、Do、Check、Action、いわゆるPDCAサイクル図が示されています。

先ほど、「教育の仕事の始まりは、現実の目の前の子どもの発達課題、成長課題を見つけることだ」と言いました。私は、教育の場では、教育目標そのものが子どもの困難、課題を前に、仮説を立て、どう働きかけるかという実践の計画がまさにPlanとして位置づけられると思います。すなわち、子どもの発達に必要な教育的支援や教育内容とは何か、子どもを支えるケアの専門性がどうあるべきか、など、教育実践のサイクルにとって決定的に重要なものが、教育的価値として何を追求するかという教育価値探究であり、教員の自由だと思いません。そこで、教職員目標管理制度では教員の教育的価値探究が保障されているのか、お聞かせください。

教育長

教職員目標管理制度につきましては、教員が各学校の学校目標を踏まえて、校長との面談を通しながら児童・生徒への教育効果の向上を目指して自らの目標を設定することとしております。この制度の運用により、教員一人一人の意欲の喚起や職務遂行能力の向上が図られているものと認識しております。

長谷部淳県議

教員一人一人の教育の自由に基づいた教育の価値探求がしっかりとできるような職場づくりを進めていただきたいと思います。

教員の多忙化にかかわってうかがいます。一人一人の子どもたちに生きる力を育むのが教員の仕事の核心ですから、仕事の量は際限がないと思います。問題は、その仕事に対する意味づけを教員自身ができる環境にあるかということだと思います。『子どもとかかわる時間』『教職員の間で問題解決へ向けた共同の時間』『父母や住民と学校の役割などで討論する時間』などは、本会議でも教育委員会委員長が答弁しましたが、教員の「孤立化を防止し、明るく風通しのいい職場環境」のためにも、教員の「充実感」「満足感」にとっても不可欠ですし、教員の資質や専門性の向上の前提にもなると思います。こうした時間の確保について、この計画の中の「教育環境の形成」に位置づけられているようには私には見えません。

そこで、教師の多忙感を解消し、児童生徒とかかわる時間などを確保することが大切だと思いますが、考えをお聞かせください。

教育長

教員の多忙感の解消につきましては、これまでも会議等の精査や、作成書類の電子化をすすめるなど、各学校においてその改善を図っているところであります。今後ともこうした取組みを継続することにより、児童・生徒と向き合う時間を確保してより質の高い教育活動が推進されるよう努めてまいります。

長谷部淳県議

今の話だと一人一人の教員の充実感・満足感にどう応えるかということでは不十分だと思いますので、さらに現場をしっかりと見ていただいて進めて頂きたいと思います。

教員の専門性についてうかがいます。私は冒頭、教育委員会としての社会経済情勢の把握の欠如を指摘しました。若者自身が貧困と格差の世界に直ちに放り込まれる現実、生存権保障がされていない現実が広がっているわけです。

憲法では、その25条において、すべての人間の生存権を保障していて、「学力」の到達などの要件はもちろんありません。今のような貧困・格差社会を離脱するには、新しい生存権保障のしくみを生み出すほかにないわけです。子どもたちが学ぶことへの希望を見出して、生きる道を切り拓くことだと思います。そのためには「子どもの声を聞きとる専門性」「希望を拓く専門性」を教育実践のなかで働かせることが必要だと思います。若者がおかれている現実に即した、教員のこうした専門性も、私には計画案からは読み取れないのです。どのように位置づけられているのか、お示してください。

教育長

福島県総合教育計画におきましては、教員が教育に対して使命感を持ち、目標を定めながら、生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を行うことができるよう、より高い自立心と倫理観を育成するとともに、専門性を高め実践的指導力の向上を図ることとしております。

長谷部淳県議

「子どもの声を聞きとる専門性」「希望を拓く専門性」というのが非常に大事だと思いますので、別な機会に徹底的にやりたいなあと思います。

私は、子どもたちが普通の能力で人間的な労働生活を送って、地域社会の建設に共に参加できる展望を、子どもたちの成長に沿って、教育のあらゆる段階において子どもたちに示すことが重要だと思います。

その点で気になるのが、計画案では「確かな学力」と「高度情報化社会」、公立大学の施策に出てくる「知識基盤社会」という言葉です。どのような学力を今めざすのかといったことにかかわる言葉だと思いますが、県教委としてはこの言葉によってどんな人材を育てようとしているのか、お示してください。

教育長

知識基盤社会において課題を見出し解決する力を身につけること、知識・技能の更新のために生涯にわたり学習すること、他者や社会、自然や環境とともに生きることなどができる人材を育ててまいりたいと考えております。

長谷部淳県議

あえてこのことを聞いたのは、もともとこの言葉が財界から出てきて中教審の答申から出てきているものですから、私はこの考えが、グローバル戦略に立って世界を制覇する企業戦略の側から求められる労働の質と性格をあらわすのになじむ考えだと見えるから聞いたわけです。「知識基盤社会」を生き抜くには、衰退する地域から離脱する学力が必要だというメッセージすら私には感じられるのです。

そうではなく、普通有能力をもった人びとが新しい協同をつくり出すことで、豊かさと安心のもとに生きていける地域社会がつくり出せる明快なメッセージこそを計画案に盛り込むべきですが、いかがでしょうか。

教育長

福島県総合教育計画におきましては、生まれ育った郷土に対する愛着と誇りを持った、福島の復興とともに支え、ともに歩んでいく人づくりを推進していくこととしております。

長谷部淳県議

身のあるそうしたものにしていかなければいけないと思います。

「学校、家庭、地域が一体となった教育の実現」にかかわってうかがいます。私の問題意識は、親や住民の参加によって、地域における学校での公教育の水準を高める時ではないかということです。今現在は、文科省による被災地のコミュニティ再生支援の位置づけで学校支援地域本部事業や放課後子ども教室推進事業などが意義深く進められていますが、これらを、学校教育参加・教育行政参加を通じた、教育の地方自治、住民自治のしくみとして恒常的な協議会とすべきではないかと思っております。

そこで、すべての学校に、住民と親、教職員、教育行政の代表者、必要に応じて生徒の参加も組み込んだ恒常的な協議会、すなわち「教育行政参加」「学校教育参加」のしくみをつくり、この福島から教育の地方自治・住民自治の姿を発信すべきだと思いますが、考えをお示しください。

教育長

地域住民や保護者が学校運営に参画する学校運営協議会につきましては、すでに設置している学校の取組みなどを市町村教育委員会に情報提供しているところであります。

長谷部淳県議

私が言った地方自治、住民自治—教育における—ですね。政治とはまた別な世界でやっていただきたいということなんですが、その点ではいかがでしょうか。

教育長

本県では二つの町村がすでに設置しておりますので、その取組みを各市町村に紹介することによって促していきたいというふうに考えております。

長谷部淳県議

教育と学校の再建・復興が、地域の再建・復興と深く結びついたものであることを子どもたちに伝え、そして、3・11によって、互いの命と尊厳を守りあい、支えあうという、教育の原点ともいべき経験や気づきが蓄積されつつあると思います。

そこであかがいます。教育長は、学校と地域との関係において、この大震災によって得た教訓を福島の教育にどう活かそうとするか、考えをお聞かせください。

教育長

県教育委員会といたしましては、東日本大震災によってあらためて気づかされた温かい県民性と、地域の絆を活かしながら、学校・家庭・地域が一体となった教育の実現を図ってまいる考えであります。

長谷部淳県議

最後に、教員の加配についてうかがっておきます。

3・11後、福島県の子どもたちは、避難の有無にかかわらず大きな困難を抱えています。

とくに避難を強いられている子どもたちの学習の遅れが問題になっています。いわき市のある中学校長によれば、7か所の避難所を転々とした子どもは学習内容が異なること、移動によるブランクが生じることなどからすっかり自信を失い、学校に来られなくなる子どもも生まれている。学習が遅れた子どもには、教員が昼休み時間を削って勉強を教えているなど、子どもも教員も涙ぐましい努力をしているとのことでした。

一人一人の子どもが抱える問題は、家庭事情も含めてまちまちで、一人の生徒に一人の教員が必要だ、という切実な声も聞きました。

こうした個別的問題に対応するには、子どもたちをいちばんよく理解し、向き合える環境にある教員を抜本的に増員しなければなりません。

文科省は、「被災県の教員の追加配置の要望には100%応えるようにしている」と毎日新聞の取材に答えています。しかし、現場では圧倒的に教員が足りないと悲鳴があがる状況です。教員の加配については、学校の意向を踏まえて国に要望すべきですが、県教委の考えをお示してください。

教育長

教員の加配につきましては、市町村教育委員会や各小中学校の意向を調査の上、国に要望しているところでございます。

長谷部淳県議

被災した子どもの学習権を保障する立場から、大幅な教員加配を国に求めるべきです。そこで、県教委は教員の加配についてどんな要望をされたのかお示してください。

教育長

被災地の各学校の実情に応じて、児童・生徒の学習支援や心のケア等にあたるのために必要となる教員数について国に対して要望しているところであります。

長谷部淳県議

2年経ったとはいえ、子どもたちを取り巻く状況は、むしろこれからさらに深刻になるとも言われています。国は現場の声を把握するために、双葉郡8町村の教育長をメンバーとする協議会を発足させたとのこと。そこで、県こそが教育現場の声を丁寧に聞き、出された要望などをしっかりと国へ伝える役割を果たすべきですが、考えをお聞かせください。

教育長

教育現場の要望につきましては、これまでも市町村教育長会議や教育事務所等を通して把握に努め、必要なものは様々な機会を捉えて国に対し要望をしてきたところであります。

長谷部淳県議

現場が足りない足りないと言っている現状もしっかりと把握すべきだと思います。

子どもたちは、この未曾有の困難をともに生きたいと願っているはずであります。深い心の底からの思いを、子どもと教員が“協同して生きる時間と空間”を学校に生み出すときだと思います。それができれば、子どものなかに、学校のなかに、計り知れない力と希望を生み出し地域のなかで学校が秘めている創造力を発揮できるはず。そのために、県教委がふさわしい役割を発揮すべきことを強調いたしまして質問を終わります。

以上